

## 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

民主主義社会において、国民が正しい判断基準をもつためには、さまざまなジャンルの情報が容易に入手できる環境が必要であり、国内外で起こる広範なニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や論評を提供している新聞は、このことを実現するための重要な手段の一つである。

近年、文字離れや活字離れによる、読み書き能力、教養や常識の低下が問題視されているが、知的レベルや社会への関心の衰えは、国力の低下や国際競争力の減退につながる恐れがある。

さらに、一般家庭の所得が増える見込みがない中での来年4月以降の消費税増税は、家計を圧迫し、新聞の購読を中止する家庭が増えることが予想され、読み書き能力、教養や常識の低下にますます拍車をかけることが懸念されている。

一方、多くの国では、品目別に複数税率を導入し、欧米諸国においては、「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、ほぼ共通していて、民主主義を支える公共財として、新聞や一定の要件を備えた出版物には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が情報や知識を得る負担を軽減している。

我が国においても、将来にわたり、全国どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持することは、民主主義と文化の健全な発展のために欠かせないものである。

よって、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 消費税増税にあたり、複数税率の導入と、新聞への軽減税率の適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月10日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 財務大臣